

【第1回「ひおき特産品コンクール」実施要領】

1.目的

日置市内の既存の特産品や新たに開発・製造・改良された商品のコンクールを開催することにより、生産者の技術向上と製品開発意欲の高揚を図るとともに、入賞商品のPRをすることで、その販路拡大に努め、特産品と日置市の知名度向上、日置市への誘客、地場産業の活性化を図る。

2.主催 日置市

3.後援 日置市観光協会、日置市商工会

4.日時

(1) 令和5年10月31日（火曜日）8：30～16：00

- | | |
|-----------|-------------|
| ①受付・搬入 | 8：30～9：40 |
| ②開会式 | 9：40～10：00 |
| ③審査 | 10：00～12：00 |
| ④集計・協議 | 13：00～14：30 |
| ⑤結果発表・表彰式 | 14：30～15：00 |
| ⑥搬出・撤収作業 | 15：00～16：00 |

※12：00～14：30は自由時間とします。14：30までには会場にお戻りください。

5.会場 日置市伊集院総合体育館（日置市伊集院町郡一丁目60）

6.申込方法

- (1)必要書類：「第1回ひおき特産品コンクール応募票」（別紙）
- (2)提出方法：郵送またはメールにて提出（FAX不可）
- (4) 申込開始：令和5年7月18日（火）
- (4)申込期限：令和5年~~8月31日（木）~~ **9月30日（土）** ※当日消印有効

7.参加対象

日置市内に事業所を構える事業者（個人事業主も含む）

8.出品商品の条件

出品商品は、一次産品や工業用品は除き、次のすべての条件に該当するものとします。また、出品点数は1事業者または個人につき、3点までとします。

(1) 条件

- ① 日置市内で製造・加工等された商品であること。
- ② 日置市内の事業者及び個人が販売している既存商品や、新たに開発した商品または従来の品質、デザイン、パッケージ等の面で新たな工夫、改良を加えた商品であること。ただし、品質保持等のため、工程の一部を県外で加工したのもも出品可とする。
- ③ 既製品または販売開始直前の段階にある商品であること。なお、試作品は対象外とする。
- ④ 品質表示など関係法令を遵守した商品であること。（食品表示についての問い合わせは、県消費者行政推進室「食品表示 1 1 0 番」 TEL：099-286-2533）
- ⑤ 地域の特性を活かしたもの（地産地消）で、適量・継続的に生産可能な商品であること。また、商品に使用している地元の食材の割合を明記すること。
- ⑥ 他自治体主催の特産品コンクール等において、過去に同一商品が入賞していないこと。

(2) 注意事項

- ① 会場内での調理は禁止します。試食を準備する出品者は、試食用の使い捨て皿等にあらかじめ小分けにしてください。
- ② 知的財産・食品表示等に関する問題が生じた商品は、入賞を取り消す場合があります。
- ③ 知的財産・食品表示等に関して生じた問題の責任については、出品者が負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。また、それにより主催者側に損害が発生した場合は、出品者が負担を負うものとします。
- ④ 出品者が第三者の有する商標権等の知的財産を利用する場合は、出品者の責任において必要な許可を得た上で、そのことを出品時に申し出て下さい。
- ⑤ 知的財産の保護については、必要に応じて応募者で手続きを行ってください。

※特に、商品名等については事前に商標調査を行う、弁護士や知財総合支援窓口等に相談するなど、応募者自らの責任で、トラブルが発生しないよう必要な措置を講じてください。

9.審査

(1) 審査員

主催者が依頼をする販路拡大や商品の PR を提供する者が審査を行います。（10 名想定）

(2) 審査基準

次の基準に沿って審査し、審査員の協議により入賞商品を決定します。

項目	内容	配点
地域特性	地域の素材を活用し、地域の特徴（歴史・風土・食文化・技術等）が伝わる商品であるか。	10 点
創意工夫	デザインやネーミング等が独創的であるか。また、素材加工や使いやすさ・食べやすさの工夫がなされた商品であるか。	10 点

ストーリー性	商品がどのような経緯・背景で製造・加工されたものであるか。 また、消費者の心に響くものであるかどうか。	10点
市場性	味・量・サイズ・価格等が適正であるか。 また、適量が製造可能で、流通しやすい商品であるか。	10点
目新しさ	新たに作られた、または改良された商品であるか。 また、幅広い年齢層に受け入れられる商品であるか。	10点

(3) 審査方法

各審査員が50点満点で評価し、高得点の商品の中から『トップセールス賞』、『PR・宣伝賞』、『メディア賞』等を決めます。

10.入賞・表彰

(1) 賞の概要

賞名	商品部門
トップセールス賞	1品
PR・宣伝賞	2品
メディア賞	2品
合計	5品

※出品数の状況により、表彰対象品数が増減する可能性があります。ご了承ください。

(2) 結果発表・表彰式

表彰及び賞状、副賞を授与します。審査結果の問い合わせにはお答えできかねます。

11. 副賞・商品のPR・サポート等

(1)副賞

賞名	副賞
トップセールス賞	<ul style="list-style-type: none"> ・日置市長の出張等における手土産の一つとします。 ・国内外でのトップセールスを実施する際への出品のサポートを行います。
PR・宣伝賞	<ul style="list-style-type: none"> ・入賞商品をセット商品とし、ふるさと納税の1商品として出品。 ・観光案内所における商品の設置。 ・各種物産展や商談会への出店に優先的な案内を行います。
メディア賞	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌の特集ページにて、ピックアップして掲載します。(1品) ・11月中旬以降実施予定の「ライブコマース」にて、商品のPRを行う権利を与えます。(1品)

※ライブコマースとは、ライブ形式で商品のPRと販売を同時に行えるものです。

(2)商品の PR・サポート等

商品の PR	<ul style="list-style-type: none">・鹿児島県内の各書店等で販売される情報誌にて特集ページを作成し、入賞商品をすべて掲載します。情報誌については出品事業者全員に贈呈。・日置市内外における各種イベント等でのPRを行います。・日置市、日置市観光協会、日置市商工会それぞれの広告媒体（ホームページや SNS 等）を活用してPRを行います。・ふるさと納税各種寄附ページにて、『特産品コンクール入賞！』等のPRを行います。・県内外で開催される商談会やイベント等への出店の情報提供を優先的に行います。
サポート	<ul style="list-style-type: none">・かごしま産業支援センターと連携を図り、個別の相談会や補助金申請等のサポートをします。・鹿児島県特産品協会の所有する「鹿児島アンテナショップ」・「かごしま遊楽館」や、鹿児島県商工会の所有する「かご市」への商品の出品をサポートします。・県内外の有力な販路となる店舗等への商談サポートを行います。

12. 出品商品の搬入・展示・搬出

(1) 日時

搬入日時：令和5年10月31日（火曜日）8：30～9：40

搬出日時：令和5年10月31日（火曜日）15：00～16：00

(2) 注意事項

- ① 出品者の責任において、コンクール会場に搬入・展示・搬出してください。
- ② 展示場所は商品の形状等を考慮し、主催者で指定します。
- ③ 試食や展示に必要な備品等は各自ご準備ください。

13 連絡事項

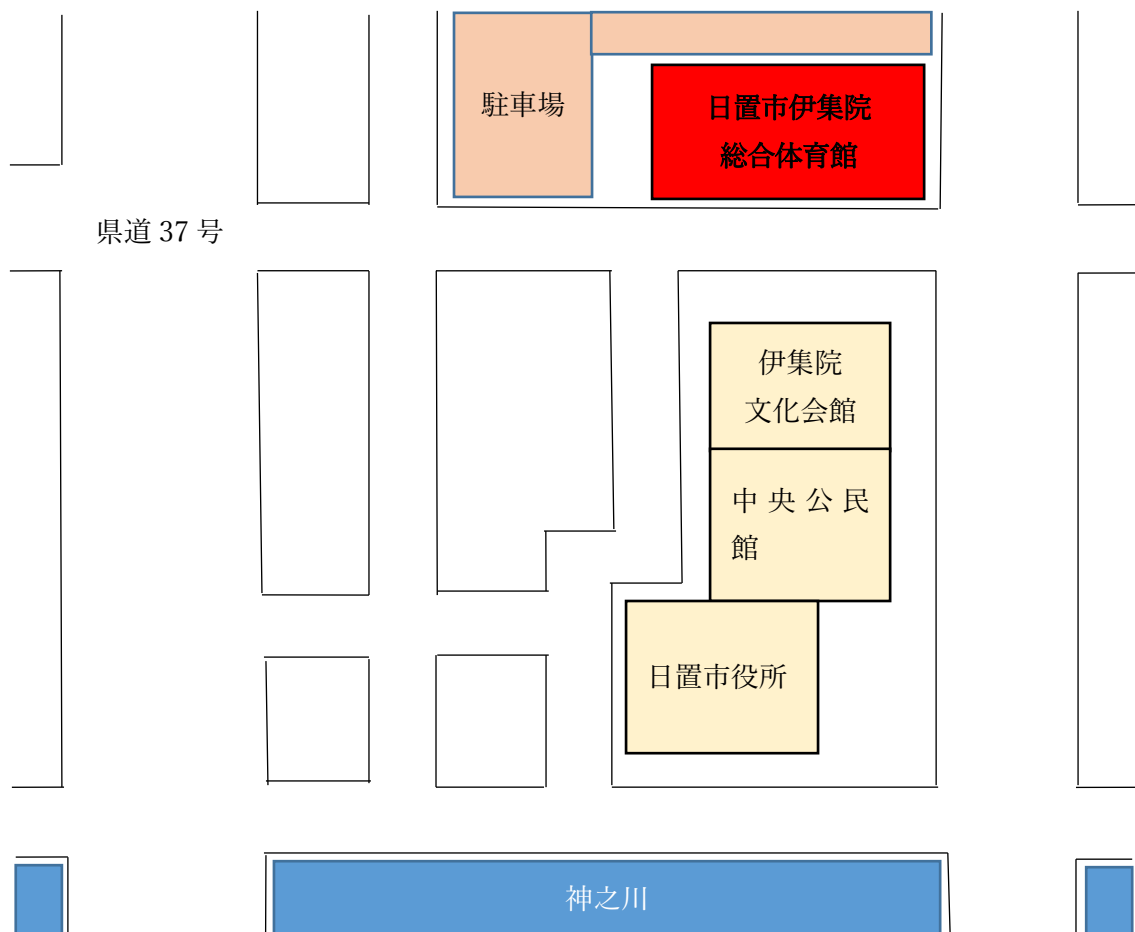
- ① 審査会では審査員が各テーブルを回り、試食や質疑応答を通して審査をしていきますので、スペース内(机上・机下・机の前掛け)に出品商品をアピールする掲示物や試食等を自由に配置してください。また、審査員に商品説明をして頂き質問があった場合は対応をお願い致します。
- ② 審査会は販路拡大のチャンスとなるため、出品商品に限らず各事業所様の一押し商品等のサンプルやリーフレット、名刺等をお渡しすることを認めますので、是非ご準備して頂きアピールしてください。商品の販売は禁止とします。

14.コンクール会場

日置市伊集院総合体育館

〒899-2504 日置市伊集院町郡一丁目 60

TEL : 099-273-1033



15.お問い合わせ先

日置市商工観光課 〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

TEL : 099-248-9409 FAX : 099-273-3063

E-mail : shoko@city.hioki.lg.jp